

議案第59号

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定  
について

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように制定しようとする。

平成27年12月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の

中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	天理市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年3月天理市条例第6号）によるひとり親家庭の親子等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	天理市子ども医療費助成条例（昭和48年10月天理市条例第33号）による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	天理市心身障害者医療費助成条例（昭和48年3月天理市条例第1号）による心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	天理市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成27年12月天理市条例第 号）による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	福祉医療助成対象者に対する医療費の一部負担金等の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	身体障害者手帳の交付対象にならない軽度又は中等度の難聴児に対する補聴器の購入費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する特殊寝台等の日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	災害その他特別の事情がある場合に介護サービスに必要な費用を負担することが困難であると認める者に対する利用者負担額の減額に関する事務であって規則で定めるもの

11 市長	利用者負担の軽減を実施する社会福祉法人等が提供する介護サービスを生活困窮者が利用する場合における当該社会福祉法人等に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	要介護4又は要介護5と認定され、介護サービスを受けていない市町村民税非課税世帯の在宅の要介護者を介護している家族に対する家族介護慰労金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	低所得の障害者で介護保険制度の適用を受けることになったものに対する利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	緊急性の持病を持つひとり暮らしの高齢者に対する緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	要介護3、要介護4又は要介護5に認定された在宅の高齢者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
16 市長	理美容店へ行くことが困難な高齢者等に対する訪問理美容サービスの利用に関する事務であって規則で定めるもの
17 市長	認知症や心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
18 市長	ひとり暮らしの高齢者に対する乳酸菌飲料の配付に関する事務であって規則で定めるもの
19 市長	徘徊等の行為により行方不明となるおそれがあると認められる認知症の高齢者に対する家族支援サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの
20 市長	寝具の衛生管理が困難な高齢者等に対する寝具洗濯乾燥消毒サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの
21 市長	要介護又は要支援の認定を受けていない、社会的に孤立したひとり暮らしの高齢者等に対する生きがい活動支援通所事業に関

	する事務であって規則で定めるもの
22 市長	ひとり暮らしの高齢者等に対する軽度生活援助事業の利用に関する事務であって規則で定めるもの
23 市長	天理市営住宅条例（平成9年12月天理市条例第35号）第2条第1号イに規定する住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
24 教育委員会	就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
25 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
26 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	利用事務	特定個人情報
1 市長	天理市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭の親子等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年

法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの

児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健

康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

天理市子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情



		報」という。)であって規則で定めるもの
		天理市心身障害者医療費助成条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「心身障害者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		天理市重度心身障害老人等医療費助成条例による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害老人等医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		精神障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「精神障害者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「生活困窮外国人生活保護措置関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2	市長	天理市子ども医療費助成条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則

定めるもの

で定めるもの

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

障害者関係情報であって規則で定めるもの

児童手当関係情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

養育医療関係情報であって規則で定めるもの

自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭の親子等に対する医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの

心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

重度心身障害老人等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

		精神障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
3	市長	天理市心身障害者医療費助成条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

		て規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害老人等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
4	市長	天理市重度心身障害老人等医療費助成条例による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		て規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
5	市長 福祉医療助成対象者に対する医療費の一部負担金等の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの

		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害老人等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	身体障害者手帳の交付対象にならない軽度又は中等度の難聴児に対する補聴器の購入費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの

		生活困窮外国人生活保護措置 関係情報であって規則で定め るもの
7 市長	小児慢性特定疾病児童等に対す る特殊寝台等の日常生活用具の 給付に関する事務であって規則 で定めるもの	住民票関係情報であって規則 で定めるもの
		地方税関係情報であって規則 で定めるもの
		生活保護関係情報であって規 則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関 係情報であって規則で定める もの
		障害者関係情報であって規則 で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措置 関係情報であって規則で定め るもの
8 市長	精神障害者に対する医療費の助 成に関する事務であって規則で 定めるもの	住民票関係情報であって規則 で定めるもの
		地方税関係情報であって規則 で定めるもの
		生活保護関係情報であって規 則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関 係情報であって規則で定める もの
		障害者関係情報であって規則 で定めるもの
		医療保険給付関係情報であっ て規則で定めるもの

		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害老人等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
9	市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		養育医療関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの



		て規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	災害その他特別の事情がある場合に介護サービスに必要な費用を負担することが困難であると認める者に対する利用者負担額の減額に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	利用者負担の軽減を実施する社会福祉法人等が提供する介護サービスを生活困窮者が利用する場合における当該社会福祉法人等に対する助成に関する事務で	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規

	あつて規則で定めるもの	規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの
12 市長	要介護4又は要介護5と認定され、介護サービスを受けていない市町村民税非課税世帯の在宅の要介護者を介護している家族に対する家族介護慰労金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの
13 市長	低所得の障害者で介護保険制度の適用を受けることになったものに対する利用者負担の軽減に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報であつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの

		るもの
14 市長	緊急性の持病を持つひとり暮らしの高齢者に対する緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	要介護3、要介護4又は要介護5に認定された在宅の高齢者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	理美容店へ行くことが困難な高齢者等に対する訪問理美容サービスの利用に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	認知症や心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	ひとり暮らしの高齢者に対する乳酸菌飲料の配付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	徘徊等の行為により行方不明となるおそれがあると認められる認知症の高齢者に対する家族支援サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

20 市長	寝具の衛生管理が困難な高齢者等に対する寝具洗濯乾燥消毒サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	要介護又は要支援の認定を受けていない、社会的に孤立したひとり暮らしの高齢者等に対する生きがい活動支援通所事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	ひとり暮らしの高齢者等に対する軽度生活援助事業の利用に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	天理市営住宅条例第2条第1号イに規定する住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定める

	<p>険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>もの</p> <p>生活困窮外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの</p>
26 市長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報であつて規則で定めるもの</p>
		<p>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p>
		<p>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p>
		<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの</p>
		<p>障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p>
		<p>介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの</p>
		<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
		<p>生活困窮外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの</p>

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの